かいりゅうば

Vol.168
令和7年12月25日発行
国土交通省
東北地方整備局
仙台河川国道事務所
仙台南部流域治水出張所
岩沼市館下一丁目2－9
TEL 0223-22-2801

第2回安全講習会を開催しました

12月1日（月）に仙台南部流域治水出張所管内の山元海岸（中浜工区）の工事現場において、安全管理の徹底・工事事故の未然の防止を目的とした「第2回安全講習会」を実施しました。

「仙台湾南部海岸1号ヘッドランド整備工事」の現場や現場事務所を点検したあと、山元町内の「ふるさとおもだか館」へ移動し、3班に分かれて点検結果に関する意見交換を行い、発表後には、労働安全コンサルタントによる「安全に関する講話」を聴講しました。

10月開催の第1回安全講習会と今回の第2回安全講習会での点検結果を踏まえ、引き続き、安全に工事を進めてまいります。





点検開始





点検状況



意見交換の様子



安全に関する講話を受講

不法投棄は犯罪です！！

当出張所では毎週、山元海岸（笠野・中浜工区）と岩沼海岸（蒲崎工区）のパトロールを実施し、違法行為及び異常や損傷がないかの確認、危険箇所への注意喚起看板の設置等をおこなっています。

仙台湾南部海岸(山元海岸、岩沼海岸)では悪質な不法投棄が多数みられます。

海岸法では、海岸を汚染する行為として不法投棄を禁止しています。ごみを捨てる行為は処罰の対象となり、違反した場合は、懲役刑又は罰金刑に科されることがあります。

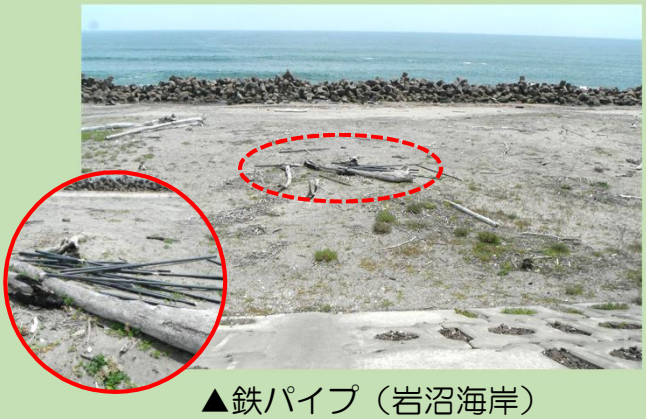
海岸はみんなのものです。きれいな景観を守っていくためにも大切に使用し、不法投棄は絶対にやめましょう。



▲鉄製ラック（山元海岸）



▲建築廃材（岩沼海岸）



▲鉄パイプ（岩沼海岸）



▲鉄くず、木材（岩沼海岸）

♦ **不法投棄は5年以下の懲役**
もしくは一千万円以下の罰金！！

♦ **法人は併せて三億円以下の罰金刑が科されます！！**

不法投棄の行為を
みかけたら
警察１１０番へ通報
してください！！

国土交通省
仙台河川国道事務所
QRコード



インスタ
更新中！！